

●香川県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、同法第108条の2第1項第14号の若年運転者講習を行わせる機関として指定した者の名称等は、次のとおりとする。

令和4年5月13日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種別	指 定 年月日
株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北一丁目4番1号 高橋 勇	坂出自動車学校 坂出市西大浜北一丁目4番1号	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社屋島自動車学校 高松市春日町1304番地3 佐藤 邦明	屋島自動車学校 高松市春日町1304番地3	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社T・D・S 高松市上天神町646番地 富家 輝直	高松自動車学校 高松市上天神町646番地	若年運転者講習	令和4年 5月13日
讃岐煉瓦株式会社 観音寺市有明町6番6号 川崎 隆三郎	観音寺自動車学校 観音寺市出作町868番地1	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社三豊自動車学校 観音寺市柞田町乙1683 浅野 忠幸	三豊自動車学校 観音寺市柞田町乙1683	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905番地6 大西 重孝	寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905番地6	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社高瀬自動車学校 三豊市高瀬町下勝間680番地の3 藤田 修司	高瀬自動車学校 三豊市高瀬町下勝間680番地の3	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社香川県中央自動車学校 高松市東山崎町200番地の1 三好 康治	香川県中央自動車学校 高松市東山崎町200番地の1	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社中山スズラン堂 高松市香川町浅野906番地 中山 道照	香川自動車学校 高松市香川町浅野906番地	若年運転者講習	令和4年 5月13日
株式会社琴平ドライビングスクール 仲多度郡まんのう町羽間1887番地 橋本 敏行	琴平ドライビングスクール 仲多度郡まんのう町羽間1887番地	若年運転者講習	令和4年 5月13日